

厚木市教育大綱の改定方針について

1 改定の趣旨

現厚木市教育大綱は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までを対象期間とし、第10次厚木市総合計画及び第2次厚木市教育振興基本計画と整合を図り策定している。

今般、第2次厚木市教育振興基本計画については、令和5年度を始期とする国の第4期教育振興基本計画及び令和8年度を始期とする第11次厚木市総合計画と整合を図るとともに、将来を見据えた教育の方向性を定めるため、第3次厚木市教育振興基本計画（以下「次期計画」という。）として新たに策定することとしている。

以上を踏まえ、厚木市教育大綱は対象期間の途中であるが、両計画と整合を図り「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を目指すため、同時期に内容を見直し、改定を行うものである。

2 教育大綱について

(1) 教育大綱を策定する法的根拠

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3に基づき、「地方公共団体の長は国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされている。教育の総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策を定めるものではない。

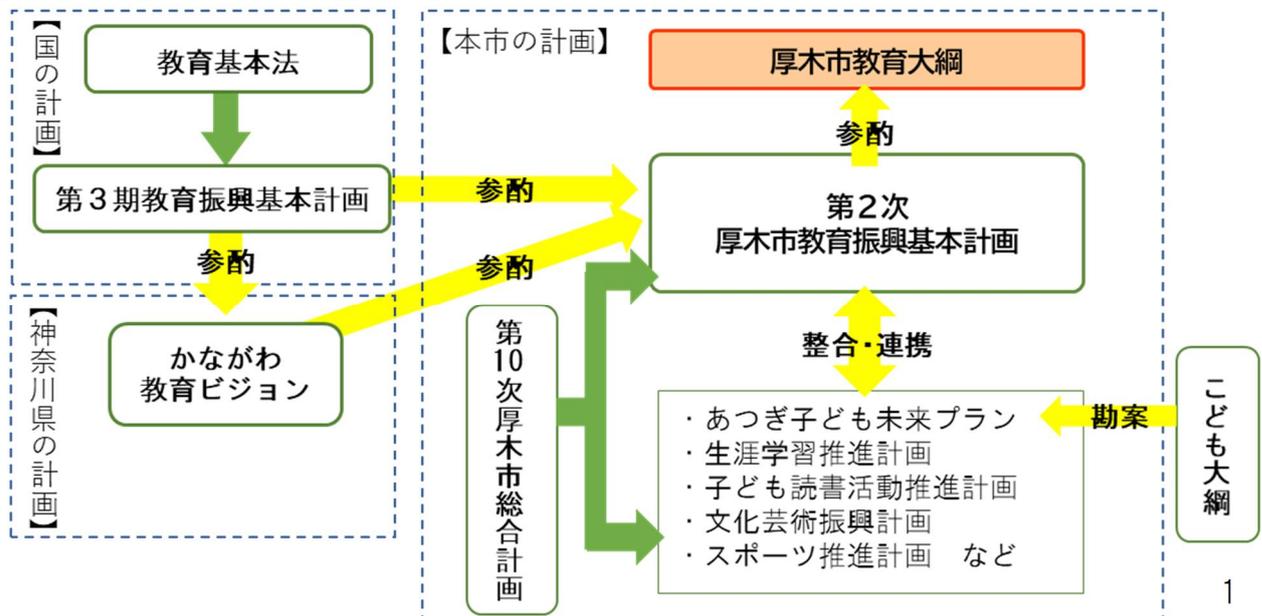
イ 首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。

(2) 現厚木市教育大綱（令和3（2021）～令和8（2026）年度）

これまでの厚木市教育大綱は、法に基づき、平成27（2015）年7月、平成30（2018）年4月、令和3（2021）年4月に策定している。

3期目となる現在の厚木市教育大綱は、第10次厚木市総合計画と整合が図られた第2次厚木市教育振興基本計画を基本に、市の教育政策の目指す方向性を示している。

【現厚木市教育大綱の位置付け】



【現厚木市教育大綱の概要】

	厚木市教育大綱の内容	備考
基本理念	「未来を担う人づくり」	第2次厚木市教育振興基本計画と同一
基本目標	「つなぐ」「支える」「伸ばす」(三つの約束)	厚木市教育大綱独自の目標
	「挑戦」「共生」「創造」(三つの力)	第2次厚木市教育振興基本計画と同一
基本方針	第2次厚木市教育振興基本計画で定めている八つの方針と市長が取り組む二つの方針	3～10は第2次厚木市教育振興基本計画と同一 ※市長が取り組む施策二つは、 1 子育て支援・子育て環境の整備 2 先進的な教育環境の整備

※参照：厚木市教育大綱【資料2】

3 改定方針

(1) 次期計画への統合

厚木市教育大綱は、法で定める策定の趣旨に基づき、教育振興基本計画との整合を図るとともに、教育振興基本計画では網羅していない市長部局の施策も反映し、教育行政の総合的な方針を示すものとして単独で策定してきた。

次期計画は策定方針において「子育て・教育で選ばれるまち」の実現に向け、教育委員会が所管する事業だけでなく、市長部局が所管する事業の視点を盛り込み、広く本市の教育の在り方を示す計画を策定することとしている。

以上のことから、厚木市教育大綱を次期計画に統合することで、本市の教育行政が体系化・一本化され、本市が取り組む「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を強力に押し進める共通の指針となることから、今回の改定においては一体的なものとして整理し、統合するものとする。

なお、文部科学省による平成26年7月の通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について※」では、教育大綱の策定は義務であるが、教育振興基本計画やその他の計画を定めている場合には、当該計画をもって大綱に代えることができると規定している。

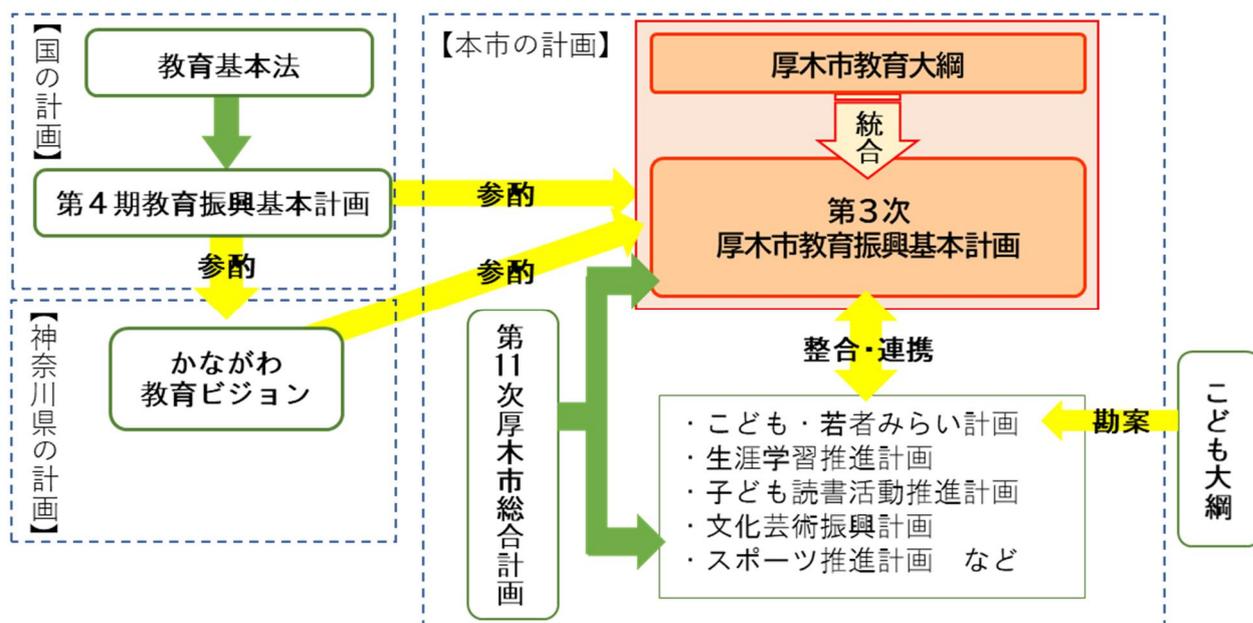
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成26年7月17日付 26文科初第490号) 抜粋

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- 1 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【厚木市教育大綱の位置付け（統合後）】



(2) 次期計画への統合を踏まえた検討事項

ア 対象期間

厚木市教育大綱は、長期的な視点で教育に関する総合的な施策に関する方針等を定めるものであることから、本市の中長期計画である第10次厚木市総合計画第1期基本計画に合わせ、6年の対象期間として策定してきた。

現在策定を進める第11次厚木市総合計画においては、計画の構成及び期間の考え方を見直すこととなっており、次期計画においてもこれに合わせた計画期間となることから、厚木市教育大綱の対象期間についても整合を図り検討を行うものとする。

<p>※【第10次厚木市総合計画】令和3（2021）～14（2032）年度</p> <p>基本構想 12年</p> <p>基本計画 6年×2</p> <p>実施計画 3年×4</p> <p>【第11次厚木市総合計画】令和8（2026）～17（2035）年度</p> <p>基本構想・基本計画 10年（長期ビジョン）</p> <p>実施計画 5年（アクションプラン）</p>
--

イ 構成

次期計画の構成及び考え方については、厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会及び厚木市教育振興基本計画審議会で検討を行っているところであり、厚木市教育大綱の構成については、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」という性質に合致するものとなるよう検討を行う。

4 市民参加手続

今回の改定においては次期計画に統合する方針であることから、厚木市教育大綱の市民参加手続については、次期計画の市民参加手続と併せて行うものとする。

(1) 審議会等（厚木市教育振興基本計画審議会）

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

※その他、児童・生徒を対象としたアンケート調査

学校教育以外の分野については市民実感度調査を活用

5 スケジュール

年月	内容	備考
令和7年4月	経営戦略会議 (4/14)	厚木市教育大綱改定方針 (案) について
6月	第1回総合教育会議 (6/30)	厚木市教育大綱策定方針について
9月	意見交換会	厚木市教育大綱・第3次教育振興基本計画 (素案) について
11月	第2回総合教育会議	厚木市教育大綱・第3次教育振興基本計画 (案) について
12月	経営戦略会議	厚木市教育大綱・第3次教育振興基本計画 (案) の策定及びパブコメ実施について
12月	パブコメ実施	
令和8年1～2月	経営戦略会議	厚木市教育大綱・第3次教育振興基本計画 (案) の策定に対するパブコメ結果及び同計画の策定について
2～3月	第3回総合教育会議	厚木市教育大綱・第3次教育振興基本計画の策定について
3月	厚木市教育大綱・第3次教育振興基本計画の策定	

※策定の進捗状況に応じ、審議会等を開催し、関係機関と調整を図ります。